

## 質問回答書

■入札件名：豊後高田市施設で使用する電気

■下記のとおり回答します。質問者の回答にそれぞれ回答しておりますので、重複した回答があります。

番号	質問事項	ご回答
1	内訳書に入力する各単価は税込・税抜のどちらになりますでしょうか。 税抜単価で入札金額を算定する場合、実際の契約は税込単価となり、消費税額を乗じることとなりますので小数点第3位以下に端数が生じた場合は切り捨てる認識で問題ないでしょうか。	内訳書の単価は税込となります。 小数点第3位以下の端数は切捨てとします。
2	内訳書の記載に関して、基本料金単価や従量料金単価は小数点以下2位まで表示してよろしいでしょうか。	小数点以下2位まで表示して問題ありません。 仕様書の3(8)のとおり、小数点以下3位を切捨てとします。
3	入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理については以下の端数処理を使用してよろしいでしょうか。  ① 基本料金=契約電力×単価×力率（小数点3位以下切り捨て） ② 電力量料金=使用電力量×単価（小数点3位以下切り捨て） ③ 燃料費等調整（燃料費調整単価+市場価格調整単価）=使用電力量料金×単価（小数点3位以下切り捨て） ④ 再エネ賦課金=使用電力量×単価（円未満切り捨て） ※③④は入札時の算定に含む場合 ⑤ 月合計=【①、②および③の料金の合計（円未満切り捨て）】+④税込総額—税抜総額に割り戻す場合 ⑥ 入札金額=⑤×100/110（円未満切上）	①②について、ご質問のとおりです。 ③④については、入札算定の金額には含めません。 契約に至った場合の燃料費等調整単価等の取扱いは、仕様書3(9)ウのとおり「各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整・市場価格調整・離島ユニバーサルサービス調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の旧一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件または選択供給条件によるものとする。」としています。
4	複数施設の内訳書をそれぞれの施設作成する必要がある場合、各拠点の税込金額を税抜に直したのちに足し合わせるのか、全施設の税込み金額を合計した後に、税抜きに直すのかどちらになりますでしょうか。	全施設の税込み金額を合計した後に、税抜きに直します。 税抜きに直したときの金額は1円未満の端数は切捨てとなります。  ※公告に添付している電気料金入札金額計算書のExcelファイルについて、「電気料金入札金額」（税抜き）の計算式が1円未満切上げとなっていたため、切捨てに訂正をお願いします。
5	入札金額の算定時に力率は100%で計算してよろしいでしょうか。	力率は100%を保持します。 入札金額の算定において、九州電力（株）と同じ力率割引を適用することとしています。 算定時の力率は85%で計算してください。。
6	入札金額の算定時には、燃料費等調整額を含みますでしょうか。また、燃料費等調整額には市場価格調整額を含んだ額になりますでしょうか。 含む場合、何年何月分のものを適用するかご教示ください。	入札金額の算定時には含みません。 契約に至った場合の燃料費等調整単価等の取扱いは、仕様書3(9)ウのとおり「各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整・市場価格調整・離島ユニバーサルサービス調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の旧一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件または選択供給条件によるものとする。」としています。
7	入札金額の算定時には、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みますでしょうか。含む場合、何年何月分のものを適用するかご教示いただけますでしょうか。	入札金額の算定時には含みません。 契約に至った場合の燃料費等調整単価等の取扱いは、仕様書3(9)ウのとおり「各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整・市場価格調整・離島ユニバーサルサービス調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の旧一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件または選択供給条件によるものとする。」としています。
8	入札書と同封してよろしいでしょうか。 同封する場合、留め方や箇所、割り印等の指定はございますでしょうか。	電気料金入札金額計算書については同封してください。 同封時の指定等はしていないので、割り印等は不要です。

9	入札書に記載する日付は作成日を記入してよろしいでしょうか。	入札日を記載してください。 令和8年1月20日です。
10	弊社は、郵送にて立ち合いをせずに入札予定のため、再入札の際は辞退を予定しております。 その場合、初度入札と同時に再入札辞退届の提出は必要でしょうか。	入札不調となつた場合、再入札は予定していません。 再入札辞退届は不要です。
11	現在の契約電力会社、契約種別をご教示ください。（適当な単価設計のため必要な情報となりますのでご教示ください） 例 ○○電力 業務用電力、高圧電力等	九州電力（株） 仕様書その2に記載する契約種別のとおりです。 高圧電力
12	本契約において、予備電力のご契約は予定されていますでしょうか。ある場合、種別は予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。	予定していません。 Q&A 2. (1)
13	本契約において、自家発補給電力の契約を予定されていますでしょうか。ある場合、内訳書に記載するのは使用月と不使用月のどちらになりますでしょうか。	予定していません。 Q&A 2. (1)
14	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか 下記ご確認をお願いいたします。  (500kW未満の実量制契約の場合) 直近請求書の契約電力を引き継がせていただきます。  (500kW以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までにお時間をいただきます。 (落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。)  (500kW以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり過去12か月分のデマンド値が必要となり、変更まで時間をいただきます。 管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求書の契約電力となります。 (落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。)	500kw未満について 変更希望等はありません。  500kw以上の予定はありません。
15	請求書の表記について、 【線上検針(計量日1日)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2025年4月1日から 2025年4月30日まで使用した電気料金は、2025年4月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2025年4月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。 【分散検針(計量日1日以外)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2025年4月18日から 2025年5月17日まで使用した電気料金は、2025年5月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2025年5月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。	施設の計量日は毎月1日です。質問内容の表記で不都合はありません。  燃料費調整額等の適用は仕様書3(9)ウのとおり「各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整・市場価格調整・離島ユニバーサルサービス調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の旧一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件または選択供給条件によるものとする。」としています。  分散検針(計量日1日以外)は予定していません。

16	<p>弊社では契約期間中に燃料費等調整制度を適用することを前提として単価設定を行っております。（入札時の単価には燃料費調整額は含まれておりません）</p> <p>契約期間中に適用する燃料費等調整制度について入札時にみなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）が公表している最新の約款（以下、みなし小売約款）に基づいた算定方法を契約期間中適用する認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、契約期間中にみなし小売約款が改定されても、契約期間満了までは契約開始時と同じ算定方法を継続いたしますがよろしいでしょうか。</p>	<p>燃料費調整額等の適用は仕様書3（9）ウのとおり「各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整・市場価格調整・離島ユニバーサルサービス調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の旧一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件または選択供給条件によるものとする。」としています。</p>
17	<p>燃料費等調整制度が変更された場合は、入札価格と実際の価格に大きく差が生じる可能性があるため協議に応じていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>入札価格に燃料調整額等は含めません。</p> <p>契約に至った場合の燃料費等調整単価等の取扱いは、仕様書3（9）ウのとおり「各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整・市場価格調整・離島ユニバーサルサービス調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の旧一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件または選択供給条件によるものとする。」としています。</p>
18	<p>弊社の請求書の発行は、原則、検針日から 8~10営業日迄に発行させていただき、15営業日迄に原本の到着（請求書の原本郵送が必要な場合に限る）とさせていただいております。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p> <p>支払については、請求を受けた日から30日以内を予定しています。</p> <p>契約書（案）第11条第3項</p>
19	<p>支払期日について、下記期日でお願いしております。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>【銀行振込の場合】検針日から30日以内（検針日から30日以内が難しい場合は、請求書到着より30日以内）</p> <p>【口座振替の場合】繰上検針で当月27日、分散検針で翌月14日（2~15日）と翌月27日（16~31日）にお振替</p>	<p>問題ありません。（分散検針は対応しておりません。）</p> <p>なお、繰上検針の口座振替においては、事前に請求内容を確認できることを前提とさせていただきます。</p>
20	<p>弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くことになりますが、問題ありませんでしょうか。（Webからダウンロード可能）</p>	<p>紙請求以外の場合、請求書を電子メールで提出いただけるので対応可能です。</p> <p>請求書のWEBからのダウンロードでの対応は予定していません。</p>
21	<p>お支払いについては口座振替もしくは銀行振込にてお願いしておりますが、どちらでのお支払いになる見込みかご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>21施設のうち、20施設が口座振替、1施設が振込の予定です。</p>
22	<p>【銀行振込を選択される場合はご回答ください】分割請求や分割振込での対応は必要になりますでしょうか。</p>	<p>予定していません。</p>
23	<p>弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。</p> <p>また、可能な場合、契約書にない細目的事項に関しては弊社の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>契約書案を基本とします。</p> <p>契約に至った場合の燃料費等調整単価等の取扱いは、仕様書3（9）ウのとおり「各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整・市場価格調整・離島ユニバーサルサービス調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の旧一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件または選択供給条件によるものとする。」としています。</p>

24	<p>契約書の締結に関して、『契約書の提出および契約締結期限は、令和8年1月27日を予定しております。』と記載されておりますが、こちらの期限は押印済み契約書が双方の手元にあり取り交わしを完了させた状態のことか、契約書に記載する締結日の指定かだとどちらになりますでしょうか。</p> <p>弊社では、内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになる予定のため、令和8年1月27日以内に製本や押印を完了し郵送まで完了させることは難しいと考えております。</p> <p>そのため、上記期日が取り交わし期日となる場合、期日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>令和8年1月27日を基本とします。</p> <p>協議は応じます。</p>
25	<p>契約保証金の免除に申請が必要な場合、提出書類をご教示いただけますでしょうか。</p> <p>また、提出書類はどのタイミングで提出したらよろしいでしょうか。(参加資格書類提出時・入札書類提出時・落札後など)</p>	<p>入札公告11に契約保証金の免除について記載</p> <p>(1) の場合は、契約時に提出してください。</p> <p>(2) の場合は、入札参加申込時に提出してください。</p>
26	<p>【免除申請のために実績等の提出が必要な場合はご回答ください】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象は国及び地方公共団体の実績のみでしょうか。</li> <li>・契約中の案件でもよろしいでしょうか。</li> <li>・実績は過去何年前までのものを使用してよろしいでしょうか。</li> </ul>	<p>入札公告11(2)に記載のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国又は地方公共団体の実績としています。</li> <li>・契約中の案件も可とします。</li> <li>・過去2年間としています。</li> </ul>
27	<p>契約保証金の納付が必要な場合、いつまでに納付が必要でしょうか。指定の期日までに支払いをすることが困難場合、申出等により支払期日の延長が可能となりますでしょうか。</p> <p>また返還の期日も併せてご教示いただけますでしょうか。</p> <p>上記については、入札への参加可否に関わる重要な質問となっておりますのでできる限り詳細にご回答いただけますと幸いです。</p>	<p>契約保証金の免除に該当しない場合は、契約時に契約保証金が必要となります。</p> <p>落札者との協議に応じますが、1月末を契約締結日の期限として予定しています。</p> <p>(豊後高田市契約規則第36条第3項)</p> <p>落札者は、通知を受けた日から7日以内に契約に必要な書類に契約保証金を添えて提出しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を受けてその期間を延長することができる。</p> <p>契約保証金の還付は、契約者が契約を履行した後の還付となります。</p> <p>想定となりますが、令和9年3月使用分の請求を受けた後に、契約者からの還付請求により還付させていただきます。</p>
28	<p>再生可能エネルギー供給を含む契約について、再生可能エネルギー電気の比率に関して確認できる資料（非化石証書・特定電源割当証明書）の証書購入タイミングの都合上、2027年7月頃の発行となりますがご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>その場合は、四半期ごとの発行としてください。最終四半期分の発行は令和9年7月発行を可とします。</p> <p>(参考) 入札公告1(1) 21施設中3施設(①高田庁舎、②真玉庁舎、③香々地庁舎)について100%再生可能エネルギー由来の電力としています。</p>
29	<p>基本料金や従量料金を一般送配電事業者の託送供給約款を基に算出しております。入札を行った日時以降に当該地域を管轄する一般送配電事業者の託送供給約款に変更による原価上昇があった場合、</p> <p>弊社の基本料金や従量料金単価などの各単価もそれに伴い変更となります。変更があった場合には単価の変更に関して協議させていただけますでしょうか。</p>	<p>契約書案として、次の条項を定めています。</p> <p>この契約書に約定しない事項について九州管内の旧一般電気事業者が定める標準供給条件または選択供給条件によるほか、必要に応じて発注者並びに受注者が協議のうえ決定する。</p>
30	<p>「②競争入札参加資格申請に提出した写し」について、大分県市町村物品等入札参加資格共同受付センターより送付された「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しの提出で問題ございませんでしょうか。</p>	<p>競争入札参加資格審査結果通知書の写しで可とします。</p>
31	<p>再エネ分の料金につきまして、弊社では電力料金単価に内包しております。そのため数値を「0」、もしくは空欄で提出して問題ございませんでしょうか。</p> <p>また電力料金単価に内包している旨を、計算書等に明記したほうがよろしいでしょうか。</p>	<p>再生可能エネルギー由来の電力と指定した施設(高田庁舎、真玉庁舎、香々地庁舎)について、単価を内包する場合は、その旨を計算書等に明記をお願いします。</p>

32	弊社では料金単価の変動をもたらす燃料費等調整の仕組みを導入していないため燃料費等調整単価が必須の場合は入札に参加することができません。弊社のような事業者が応札に参加することは可能でしょうか。	<p>今回の入札における電気料金（請求額）の構成は、以下のとおりです。  <math>(\text{①} + \text{②}) + (\text{③} + \text{④})</math></p> <p><b>【入札金額に係るもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①基本料金</li> <li>②従量料金</li> </ul> <p>※本市の入札は、①と②の合計金額のみで実施  <b>【毎月の請求時に加算・減算されるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>③燃料調整費等（燃料費調整、市場価格調整、離島ユニバーサル調整）</li> <li>④再エネ賦課金</li> </ul> <p>※③、④は九州管内のみなし小売電気事業者  （旧一般電気事業者）の算定したもので加算・減算  ※マイナスの場合は、値引きをしていただきます  上記の条件に即した形での入札への参加をお願いします。</p>
33	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいでしょうか。	落札結果の公表は総額のみを公表します。
34	仮に当社が落札した場合、契約書（案）の内容について落札後に協議いただくことは可能でしょうか。	ホームページで公開している契約書（案）を基本とします。 この契約書（案）に約定しない事項について九州管内の旧一般電気事業者が定める標準供給条件または選択供給条件によるほか、必要に応じて発注者並びに受注者が協議のうえ決定する。
35	<p>入札金額の積算については、指定の「電気料金入札金額計算書」を使用し積算いたしますが、当社は、下記記載の端数処理を用いて電気料金を算出いたします。仮に弊社が落札した場合、以下を適用することになりますが、よろしいですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料金及び電力量料金の各小計においては、小数点以下第2位まで保持（小数点以下第3位を四捨五入）。</li> <li>・基本料金と電力量料金の合計金額を端数処理（単位を1円とし、その端数は切り捨てる）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料金（小数点以下第2位まで）+電力量料金（小数点以下第2位まで）の各施設の小計については、単位を1円とし、端数を切捨てとします。</li> <li>・基本料金と電力量料金の合計額の端数処理について、単位を1円とし端数を切捨てとします。</li> </ul>
36	<p>使用電力量で、昼間・夜間・ピーク時間、平日・給仕の設定のある施設がございますが、「夏季」「その他季」のみの単価を用いて応札することは可能ですか。</p> <p>可能な場合、「電気料金入札金額計算書」の区分を、「夏季」「その他季」のみの記載に変更して使用すること対応として問題ありませんか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能です。  あくまでも参考情報として契約状況の内容を記載しています。</li> <li>・問題ありません。</li> </ul>
37	契約保証金免除の確認書類として、契約書の写しを提出することになりますが、ご契約者さま以外の第三者へ開示できない情報については、マスキングをしての提出となります、ご了承いただけますか。	過去2年間の国又は地方公共団体、種類及び規模の契約を締結していることを確認できれば開示できない情報はマスキングして問題ありません。
38	燃料費調整額について、「九州管内の旧一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件または選択供給条件によるものとする。」とありますが、各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約は不可との認識で相違ないでしょうか。	<p>今回の入札における電気料金（請求額）の構成は、以下のとおりです。  <math>(\text{①} + \text{②}) + (\text{③} + \text{④})</math></p> <p><b>【入札金額に係るもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①基本料金</li> <li>②従量料金</li> </ul> <p>※本市の入札は、①と②の合計金額のみで実施  <b>【毎月の請求時に加算・減算されるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>③燃料調整費等（燃料費調整、市場価格調整、離島ユニバーサル調整）</li> <li>④再エネ賦課金</li> </ul> <p>※③、④は九州管内のみなし小売電気事業者  （旧一般電気事業者）の算定したもので加算・減算  ※マイナスの場合は、値引きをしていただきます  上記の条件に即した形での入札への参加をお願いします。</p>

39	<p>各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約が可能な場合、本入札では燃料費等調整額を含めない料金で落札者が決定されるため、実際の燃料費等調整額を含めた請求額では必ずしも落札者が最安となるケースが考えられます。落札者の決定にあたっては、例えば各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮いただけますでしょうか。</p>	<p>今回の入札における電気料金（請求額）の構成は、以下のとおりです。  <math>(\text{①} + \text{②}) + (\text{③} + \text{④})</math></p> <p><b>【入札金額に係るもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①基本料金</li> <li>②従量料金</li> </ul> <p>※本市の入札は、①と②の合計金額のみで実施  <b>【毎月の請求時に加算・減算されるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>③燃料調整費等（燃料費調整、市場価格調整、離島ユニバーサル調整）</li> <li>④再エネ賦課金</li> </ul> <p>※③、④は九州管内のみなし小売電気事業者  （旧一般電気事業者）の算定したもので加算・減算  ※マイナスの場合は、値引きをしていただきます  上記の条件に即した形での入札への参加をお願いします。</p>
40	<p>契約書に以下の文言を追加させていただけますか。  乙（供給者）は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲（入札実施機関）へ通知のうえ、変更後の電気蹴<math>\neq</math>要綱・標準金表に基づき、契約金額を変更することができる。</p>	<p>契約書案の第17条により協議を行うこととします。</p>
41	<p>入札公告1（1）の予定数量2, 449, 347kwhと記載がございますが、仕様書別紙3電力量使用量および、電気料金入札金額計算書（前年度実績入り）の合計は2, 499, 347kwhでございます。入札金額の算定にあたっては、2, 499, 347kwhにて積算する認識で相違ありませんか。</p>	<p>入札公告1（1）の予定数量2, 449, 347kwhが誤りでした。  訂正します。  積算にあたっては2, 499, 347kwhをお願いします。</p>
42	<p>電気料金入札金額計算書の項目に「再生可能エネルギー」がございますが、弊社は再生可能エネルギーの単価は電力量料金単価に含んでおりますので、別途単価を設けておりません。こちらの入力は不要と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>その場合は、入力は不要です。</p>
43	<p>入札公告1（1）※供給する電力量に占める再生可能エネルギーの電気の比率について確認できる資料を書面で提出するものとするとございます。提出時期等の詳細については、落札後に協議いただけますか。</p>	<p>協議に応じます。  No.28的回答を参照してください。</p>
44	<p>提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等はございますか。</p>	<p>入札書以外の書類は提出日で問題ありません。  入札書の日付は、令和8年1月20日です。</p>
45	<p>自家発補給電力の契約はありますか。</p>	<p>ありません。</p>
46	<p>契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kw以上の協議制となる予定はございますでしょうか。  仮に契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議に応じていただけますでしょうか。</p>	<p>500kw以上となる予定はありません。</p>
47	<p>予備電力のご契約はございますでしょうか。ある場合、予備電源と予備線のどちらになりますか。</p>	<p>ありません。</p>
48	<p>弊社では電気料金の支払いは振込、口座振替となり、振り込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますが、ご了承いただけますでしょうか。  また、弊社では料金算定期間の翌月末日を支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>承諾します。  支払については、請求を受けた日から30日以内を予定しています。  契約書（案）第11条第3項</p>
49	<p>請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。</p>	<p>承諾します。</p>
50	<p>送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>送電開始日は令和8年4月1日で、計量日は毎月1日です。</p>

51	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	問題ありません。
52	電気料金は一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。（1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか）複数からのお支払いが発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	一施設毎に請求書通りの金額で支払う認識で間違いません。
53	自動検針装置はついていますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	設置あります。未設置の対応について確認しました。
54	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載のない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	公表している契約書（案）を基本とします。 この契約書（案）に約定しない事項について九州管内の旧一般電気事業者が定める標準供給条件または選択供給条件によるほか、必要に応じて発注者並びに受注者が協議のうえ決定する。
55	入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。 また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要がありますでしょうか。	入札書と内訳書の割印等の指定はしていません。 郵送提出の場合は、二重封筒とします。
56	入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。 ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・基本料金及び電力量料金は端数処理を行わず小数点第2位まで含むことができる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ・1年間の総額（税込）より入札金額（税込）を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。	・基本料金及び電力量料金の各単価は税込みとします。 ・基本料金（小数点以下第2位まで）+電力量料金（小数点以下第2位まで） ・各施設の小計については、単位を1円とし、端数を切捨てとします。 ・1年間の総額（税込）から入札金額（税込）を算出にあたっては、1円未満の端数は切捨てとします。 ※ホームページ公開の入札金額計算書の関数に誤りがあったので修正版を公開します。 算定にあたっては、こちらを参考してください。 (修正か所) 「電気料金入札金額（円）」の関数「切上げ」を「切捨て」に修正
57	各施設分の予定契約電力及び予定使用電力量を合計し、1つの内訳書を作成してもよろしいでしょうか。複数施設の内訳書をそれぞれの施設作成する必要がある場合、各拠点の税込金額を税抜に直したのちに足し合わせるのか、全施設の税込み金額を合計した後に、税抜きに直すのかどちらになりますでしょうか。	ホームページに掲載している入札書、入札金額計算書を使用して下さい。 入札金額計算書にエクセルで端数処理の関数を入れておりますので、それを活用して算出して下さい。 ※入札金額計算書の「電気料金入札金額（円）」の関数に誤り（切上げ）があったので、修正後（切捨て）の計算書を添付します。
58	各施設においてプラン形態（季節別・時間帯別等）が異なる場合、全ての季節別プランとして内訳書を作成してもよろしいでしょうか。	問題ありません。
59	入札書と内訳書及びその他提出書類について、ExcelもしくはWordデータでいただくことは可能でしょうか。不可の場合、任意様式で作成しても良いでしょうか。	ホームページに掲載しています。
60	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。	契約期間中は月ごとに九州管内のみなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）の算定した燃料費等調整費を適用します。
61	弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。 ご了承頂けない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。	契約期間中は月ごとに九州管内のみなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）の算定した燃料費等調整費を適用しますので協議の必要はないと考えております。

	燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	本市の電気料金（請求額）の構成は、以下のとおりです。 ①+②) + ③+④) + 消費税 【入札金額に係るもの】 ①基本料金 ②従量料金 ※本市の入札は、①と②の合計金額のみで実施 【毎月の請求時に加算・減算されるもの】 ③燃料調整費（燃料費調整、市場価格調整、離島ユニバーサル調整） ④再エネ賦課金 ※③、④は九州管内のみなし小売電気事業者 （旧一般電気事業者）の算定したもので加算・減算 ※マイナスの場合は、値引きをしていただきます 上記の条件に即した形での入札への参加をお願いします。
62		
63	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認できない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	落札者は開札日に決定します。 開札結果は、開札後、豊後高田市ホームページにて公表を予定しています。
64	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時に基本料金、電気量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点以下第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	問題ありません。
65	落札後、またはご契約中に、一般配達電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがあります。 この上乗せ分はすべて一般配達電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	契約に定めのない事項については、協議に応じることは可能です。
66	複数需要場所の合算請求書の発行は対応できかねますがご了承いただけますでしょうか。	承諾します。
67	計量結果の報告及び検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	発効される請求書において計量結果が確認でき、かつ、データ上で計量結果を確認できるのであれば承諾します。
68	落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきたく考えております。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。	1回目の入札で不調となった場合、再入札は予定していません。 2回目入札の辞退届は不要です。
69	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。 契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することとなるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができるかねるので可能性がございます。その場合、提出日の延長についてご協議いただくことは可能でしょうか。	締結日を令和8年1月27日までに契約締結することを基本とします。 延長について協議は応じます。
70	発効される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますか問題ございませんか。	合計値でも可能ですが、備考欄等にそれぞれの単価の内訳の表記を必要とします。
71	【再生可能エネルギーの指定がある施設】 特定電源割当証明書及び電力供給に用いた証書について、契約終了後1回の提出でご了承いただけますでしょうか。認められない場合、特定電源割当証明書は上半期下半期ごとの提出とし、非化石証書の提出については供給終了後1回の提出となることにご了承いただけますでしょうか。	契約中に確認を要します。 非化石証書について、4半期ごとの提出とします。

72	【再生可能エネルギーの指定がある施設】 弊社では必要な非化石証書を一括して調達していることから、原則、発行先のお客様名を明記した非化石証書を発行することが出来かねます。供給地点における再生可能エネルギー電力（使用電力量の100%）を含む弊社全体の購入量が記載された非化石証書を「RE100TECHICAL CRITERIA」の要件を満たす電力の供給に用いた証書の写しとして提出させていただいてよろしいでしょうか。	証書の写しに加え、指定する施設に供給していることを証する御社の証明を提出ください。
73	【再生可能エネルギーの指定がある施設】 特定電源割当証明書及び非化石証書の発効について、弊社では本案件の対象である複数施設をまとめた情報での1枚の発行となりますがご了承いただけますでしょうか。	承諾します。
74	【再生可能エネルギーの指定がある施設】 特定電源割当証明書及び非化石証書の提出時期について、最大で5か月ほど期間を期間を要する場合がございます。ご了承いただけますでしょうか。	四半期ごとに証書購入のタイミングに応じた所定の時期の提出としてください。
75	燃料調整費につきまして、みなし小売り電気事業者の約款【標準供給条件（2023年10月1日実施）料金表（高圧・特別高圧）】に記載されている算定諸元を用いて計算いたしますが、よろしいでしょうか。	契約期間中は月ごとに九州管内のみなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）の算定した燃料費等調整費を適用します。
76	市場運動、または市場運動を含むプランの応札は可能でしょうか。	市場運動の応札は不可としています。
77	契約保証金について、本案件では免除となりますか。免除いただくために追加で資料のご提出は必要ですか。	入札公告6(1)④及び11(2)契約保証金に関する事項を確認ください。
78	ご請求書について、明細へ「昼間・夜間の電力量及び電気需要平準化時間帯が算定できる数値」を記載することはできないため、お客様マイページで提供している30分値をご確認いただき集計いただけますでしょうか。	他の方法で確認できるのであれば承諾します。
79	自動検針装置が設置されていない施設について、仮に弊社が落札した場合、ご契約時に取付を行いますが、問題ないですか。	問題ありません。その場合は事前協議を行うこととします。
80	新電力への切替が初めての施設はございますか。	過去5年間においては、九州電力（株）から供給を受けています。
81	再生可能エネルギー供給の指定がある施設について、別途単価設定は行っておらず電力使用量単価で考慮し単価を設定しております。こちらの対応で問題ないでしょうか。また、内訳書について該当の項目は空白とする対応でよろしいでしょうか。	問題ありません。
修正①		入札公告1(1)調達をする物品等の種類及び予定数量 「2,499,347kwh」に訂正します。
修正②		電気料金入札金額計算書（Excelファイル）の関数の修正について 修正か所：電気料金入札金額（円）の税抜き合計額 小数点以下が切上げとなっていましたが、切捨てに修正したものを添付します。